

里帰り先の医療機関や助産所で各種健診

(妊婦・産婦・1か月児健康診査、新生児聴覚検査)を受診される方へ

母子健康手帳別冊の受診票を里帰り先の医療機関や助産所で利用する場合、千葉市との契約が必要です。下記内容をご確認の上、ご受診ください。

<契約状況の確認>

受診前に、妊娠届出時にご案内している契約医療機関をご確認ください(下記二次元コードでもご確認いただけます)。既に契約している場合は、受診票をそのままご使用いただけます。

【妊婦健診】



【産婦健診】



【1か月児健診】



【聴覚検査】



<契約方法>

契約がない場合は、受診の1か月前までに医療機関・助産所へ契約を依頼してください。

必要に応じて、下記案内文(点線の下)を切り離して担当者へお渡しください。

<契約ができない場合>

医療機関、助産所によっては契約ができない場合があります。その場合は償還払い制度により、助成を受けることができます(公費負担の範囲内)。詳細は上記二次元コードよりご確認ください。

<問い合わせ先>

〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11F
千葉市役所 保健福祉局健康福祉部 健康支援課 Tel 043-238-9925

里帰り先の医療機関・助産所ご担当者様

妊婦・産婦・1か月児健康診査、新生児聴覚検査について(依頼)

千葉市民が受診票を利用して健康診査・検査を受診できますようご配慮をお願い致します。

1. 契約して頂ける場合

契約可能な事業について、貴機関より本市に連絡を頂けましたら、契約書類をお送り致します。

<問い合わせ先>

〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11F
千葉市役所 保健福祉局健康福祉部 健康支援課 Tel 043-238-9925

2. 健診・検査費用の請求について

妊婦健診、新生児聴覚検査

契約は、市との個別契約になりますが、健診費用の請求・支払いは、公益財団法人 ちば県民保健予防財団に委託しておりますので、財団へご提出ください。

請求関係の書類は、後日、財団から貴機関に送付致します。

1か月児・産婦健診

契約は、市との個別契約かつ健診費用の請求・支払いも市が直接行いますので、千葉市へご提出ください。